

第3回定例会 予算決算委員会（全体会） 会議録

日 時 令和7年9月19日（金曜日）

午後1時開会、午後2時5分閉会

場 所 第1委員会室

日 程

1 開 会

2 委員長あいさつ

3 審査内容

議案第75号 令和7年度土浦市一般会計補正予算（第2回）について

認定第 1号 令和6年度土浦市歳入歳出決算の認定について

認定第 2号 令和6年度土浦市水道事業会計決算の認定について

認定第 3号 令和6年度土浦市下水道事業会計決算の認定について

4 閉 会

出席委員（21名）

委員長	下村 壽郎
副委員長	奥谷 崇
委 員	古沢 喜幸
委 員	吉田 千鶴子
委 員	篠塚 昌毅
委 員	小坂 博
委 員	鈴木 一彦
委 員	平石 勝司
委 員	今野 貴子
委 員	島岡 宏明
委 員	勝田 達也
委 員	目黒 英一
委 員	矢口 勝雄
委 員	福田 勝夫
委 員	平岡 房子
委 員	根本 法子
委 員	田中 義法
委 員	滝田 賢治
委 員	吉田 直起
委 員	菅井 歩美

委 員 柳澤 健二

欠席委員（3名）

委 員 竹内 裕

委 員 寺内 充

委 員 海老原 一郎

説明のため出席した者（1名）

財政課長 瀬古澤 時人

事務局職員出席

局 長 櫻井 良哉

次 長 小野 聡

係 長 津久井 麻美子

主 任 岩松 英統

主 幹 高橋 陽平

主 事 古宮 英剛

傍聴者（0名）

○**下村委員長** ただ今から予算決算委員会を開催いたします。委員会の審査に入る前に、瀬古澤財政課長から９月１２日に開催されました予算決算委員会の際に篠塚委員から質問に対する補足説明をさせていただきます。よろしくお願いします。

○**瀬古澤財政課長** それでは、先週開催されました令和６年度一般会計歳入決算に係る予算決算委員会全体会におきまして、私のほうで説明させていただいた部分が十分でない点がございましたことから、その部分について改めて報告させていただきたいと思ひまして、お時間ちょうだいさせていただきました。具体的に申し上げますと、決算書５１ページに表記されております１７款県支出金の衛生費県補助金にあります単独処理浄化槽等撤去事業費補助金の説明におきまして、この補助金につきましては、原資として県の森林湖沼環境税を活用しているというような御説明をさせていただきました。その中で篠塚議員から、この森林湖沼環境税につきましてはいろいろと事業に活用されているのではないかとということと、その中で本市で活用しているのがこの浄化槽撤去費用のみなのか、もっといろいろと活用されているのではないかとというような御質問がありました。その中で私のほうでは、その時点で確認しているのが浄化槽撤去の補助金ということで御説明させていただきましたが、戻りまして確認できたところがございますので、その御報告をさせていただければと思います。まず、茨城県における森林湖沼環境税の活用事業のメニューですが、様々な事業に活用しておりまして、例えば、篠塚議員からも御紹介があったかと思うんですが、県産木材活用促進のためのいばらき木づかいチャレンジ事業であるとか、また森林湖沼の環境保全に対する体験学習事業、また漁場の環境保全、漁業を通じた水質浄化促進に関する事業、また、つくば市では筑波山のブナ林保護に関する事業、そういったものにも活用しているということで、幅広い事業に活用しているということがございます。その中で、令和６年度の事業において、本市の活用している事業でございますが、説明を事前にさせていただいたとおり、単独処理浄化槽撤去費用のほか、当日の説明にも私含めておりましたが、令和６年度につきましてはアオコ対策の事業を行っておりまして、その事業費、補助金につきましては５万６，０００円でございますが、その原資についても森林湖沼環境税が当たっているというようなところを確認できました。また、そのほか特別会計になりますが、下水道事業特別会計の中で水洗化普及事業ということで、具体的には公共下水道や農業集落排水処理施設への接続率向上のために、その工事費に助成金を支給しているという事業がございます。その事業にもこの森林湖沼環境税が充てられてるということでした。こちらの補助金につきましては、令和６年度の決算が１，０８０万円に対しまして、県からの財源が９９０万円と一番大きな恩恵を受けている事業なのかなというところで確認ができました。以上が令和６年度決算における森林湖沼環境税を原資とした土浦市の事業でございます。私の勉強不足、確認不足で誤った説明となってしまうと、大変申し訳ございませんでした。県のホームページを見ますと、この県の森林湖沼環境税につきましては、平成２０年に創設されまして、期限が令和８年度までの課税ということなので、それ以降は今のところ廃止を予定しているというようなことでございます。ただし、これまでも延長しているというようなこともあるようなので、今後その延長がなさ

れるのかどうか、また、それによって活用できる事業というところもあると思いますので、そういった部分について私のほうでも注視しながら、令和8年度には確実にまだ残っているというところもありますので、各担当課から提出された要求事業において、こういった森林湖沼環境税を原資とした県の補助金が充てられるかどうか十分に確認しながら、担当課と調整して、確実に漏れのないように財源を確保したいと思います。

○下村委員長 ありがとうございます。篠塚委員、よろしいですか。

○篠塚委員 はい。

○下村委員長 瀬古澤課長ありがとうございます。それでは、審査に入ります。本日は補正予算と決算の審査を行います。審査の流れを申し上げます。まず、歳入と各分科会の報告を行い、報告に対する質疑を行った上で、予算決算委員会としての採決を行います。その後、報告書をまとめてまいりますので、よろしくお願いいたします。それでは、サイドブックスは予算決算委員会、令和7年、9月19日開催の御準備をお願いします。それでは、審査に入ります。まず、議案第75号令和7年度土浦市一般会計補正予算（第2回）の歳入から順に審査の経過と結果について、報告を行います。サイドブックスは予算決算委員長報告書（議案第75号歳入）を御覧いただきたいと思います。では、報告いたします。御報告申し上げます。議案第75号のうち、歳入の審査における主な内容を申し上げます。第16款国庫支出金、第2項国庫補助金は、観光誘客を図るための食と自転車を組み合わせたツアーコンテンツ造成委託料に対する補助金の増であります。第4項国庫支出金は、利用者負担の減免制度の拡充などにより利用者が増加している状況にある産後ケア事業に係る交付金の増であります。第17款県支出金、第2項県補助金は、令和8年度に市内での開設を予定している介護施設等の整備に対する補助金のほか、不妊治療において保険適用外の先進医療分に要した費用の助成に係る補助金による増であります。第20款繰入金は、後期高齢者医療特別会計及び介護保険特別会計の令和6年度決算剰余金に係る一般会計への繰入金の増であります。第21款繰越金は、令和6年度一般会計決算に伴う繰越金の増であります。第23款市債は、新治トレーニングセンター屋上防水塗装工事に係る体育施設整備事業費債などの増であります。全ての審査が終了したことから、賛否を確認したところ、全員原案に賛成でありました。以上で報告を終わります。つぎに、サイドブックス総務市民分科会長報告書（議案第75号歳出）をお開きください。それでは、総務市民分科会長より御報告を願います。

○目黒総務市民分科会長 御報告申し上げます。議案第75号のうち、付託されました総務市民分科会所管分において、審査された主な内容を申し上げます。第2款総務費は、茨城県被災者生活再建支援システムの更新に係る負担金、Jアラート受信機の更新に係る委託料及び中学校防災井戸の修繕に係る需用費の増のほか、令和6年度一般会計決算剰余金を基金に積み立てるための財政調整基金積立金などの増。また、国で進める中長期的に在留する外国人等に交付される在留カードと、マイナンバーカードの一体化に対応するための端末の導入に係る備品購入費の増などであります。第2表債務負担行為補正の土浦市指定ごみ袋受注等委託料は、新年度の市指定ごみ袋の保管管理、受注、配送、

手数料収納等を包括的に行う受注業務について、債務負担行為を設定するものであります。全ての審査が終了したことから、当総務市民分科会に付託されました議案に対して、賛否を確認したところ、全会一致で原案に賛成でありました。以上で報告を終わります。

○**下村委員長** つぎに、サイドブックス文教厚生分科会長報告書（議案第75号歳出）をお開きください。それでは、文教厚生分科会長より御報告願います。

○**田中文教厚生分科会長** 御報告申し上げます。議案第75号のうち、付託されました文教厚生分科会所管分において審査された主な内容を申し上げます。第3款民生費、第1項社会福祉費は、介護施設の新設や既存の介護施設におけるICT導入において、茨城県の補助金を活用し、事業者へ必要な経費の補助を行うための負担金補助及び交付金の増などであります。第2項児童福祉費は、産後ケア事業の短期入所型・通所型において、利用希望者の顕著な増加が見られ、委託料が不足する可能性が想定されることに伴う委託料の増などあります。第4款衛生費、第1項保健衛生費は、茨城県の補助金を活用し、妊娠を望み、不妊治療に取り組む夫婦の経済的負担の軽減を図るための負担金補助及び交付金補助金の増であります。第9款教育費、第5項保健体育費は、新治トレーニングセンターについて、雨漏りによる浸食被害を防止するために、屋上の防水塗装工事を実施するための工事請負費の増であります。全ての審査が終了したことから、当文教厚生分科会に付託されました議案に対して、賛否を確認したところ、全会一致で原案に賛成でありました。以上で報告を終わります。

○**下村委員長** ありがとうございます。つぎに、サイドブックス産業建設分科会長報告書（議案第75号歳出）をお開きください。それでは、産業分科会会長より御報告願います。

○**今野産業建設分科会長** 御報告申し上げます。議案第75号のうち、付託されました産業建設分科会所管分において審査された主な内容を申し上げます。第6款商工費、第1項商工費、第2目商工業振興費のわくわく茨城生活実現事業は、移住支援金の交付を受けた方が3年未満で市外へ転出し、要件を満たさなくなったことから、国及び県に移住支援金を返還するための返還金の増であります。また、第4目観光費の観光情報発信事業は、食に関心の高いインバウンド観光客をターゲットとして、本市のブランド認知向上等を目的とした本市ならではの希少な食体験をサイクリングで巡るモデルツアーコンテンツの造成及び情報発信プロモーションに係る委託料の増であります。第7款土木費の都市施設管理事業は、荒川沖駅自由通路改修工事の財源について、地方債を計上し、一般財源からの財源更正を行うものであります。全ての審査が終了したことから、当産業建設分科会に付託されました議案に対して、賛否を確認したところ、全会一致で原案に賛成でありました。なお、第6款商工費、第1項商工費、第4目観光費においては、モデルツアーの実施の際に、ツアーの様子を動画撮影し、今後の本市の観光誘客に生かせるプロモーション動画を作成していただきたいとの意見があったことを申し添えます。以上で報告を終わります。

○**下村委員長** ありがとうございます。それでは、各分科会長報告への御質問はございますか。分科会において説明や質疑のあったものについてのみの質問となりますが、

委員の皆さんから何かございますか。

(「なし」という声あり)

○**下村委員長** それでは、ないようですので、ここで採決いたします。議案第75号は、原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○**下村委員長** ありがとうございます。御異議なしと認めます。よって、議案第75号は全会一致にて原案どおり決しました。ここで委員長報告に盛り込むべき事項がありましたら、御意見をお願いします。

(「なし」という声あり)

○**下村委員長** ないようですので、この程度といたします。つづきまして、認定第1号令和6年度土浦市歳入歳出決算の認定について、つぎに、議案第2号令和6年度土浦市水道事業会計決算の認定について及び認定第3号令和6年度土浦市下水道事業会計決算の認定について、会議規則第89条の規定により一括して議題といたします。それでは、認定第1号の歳入から順に審査結果を報告いたします。それでは、サイドブックス予算決算委員長報告書(認定第1号歳入)を御覧ください。それでは、御報告いたします。認定第1号のうち、付託されました一般会計の歳入の審査において賛否を確認したところ、全会一致にて原案どおり認定すべきものと決しました。なお、指摘事項は次のとおりです。収入未済額の縮減に向けた取組を推進すること。ふるさと土浦応援寄附金について、他自治体の先進事例を参考に効果的なPR戦略を立て、積極的な財源の確保に努めること。以上で報告を終わります。つぎに、サイドブックス総務市民分科会長報告書(認定第1号歳出)を御覧ください。それでは、総務市民分科会長より御報告願います。

○**目黒総務市民分科会長** 御報告申し上げます。認定第1号のうち、総務市民分科会に付託されました所管分の審査における議論の内容及び結果を申し上げます。当分科会に付託された所管分の審査について、賛否を確認したところ、全会一致にて原案どおり認定すべきものと決しました。なお、指摘事項は次のとおりです。第4款衛生費、第1項保健衛生費、第3目市営霊園費の霊園管理事業について、使用者による管理がなされていない墓地が多いことから、合祀墓を建立するなど、時代に即した市営霊園の在り方について調査研究を行うこと。財産に関する調書における基金について、数年後には枯渇する基金もあり、さらに厳しい財政状況が見込まれることから、限られた財源で効果を上げるよう、効率的な予算の執行に努めること。以上で報告を終わります。

○**下村委員長** ありがとうございました。つぎに、サイドブックス文教厚生分科会長報告書(認定第1号歳出)を御覧ください。文教厚生分科会長より御報告願います。

○**田中文教厚生分科会長** 御報告申し上げます。認定第1号のうち、文教厚生分科会に付託されました所管分の審査における議論の内容及び結果を申し上げます。当分科会に付託された所管分の審査について、賛否を確認したところ、全会一致にて原案どおり認定すべきものと決しました。なお、指摘事項は次のとおりです。第3款民生費及び第4款衛生費、第1項保健衛生費については、不安定な社会情勢の中、適正な人員確保などにより、予算執行率が90%を超えていることは非常に評価できる。引き続き、適正な

業務遂行と予算執行率の維持・向上に努めること。第9款教育費については、市全体の予算編成を考慮し、前年度の決算などを反映させた上で、適切に予算を確保することにより不用額の減少に努めること。国民健康保険特別会計、第4款保健事業費、第1項特定健診等事業費については、生活習慣病の予防・改善のために特定健康診査の受診率及び特定保健指導の利用率の向上に努めること。以上で報告を終わります。

○**下村委員長** ありがとうございました。つぎに、産業建設分科会長報告書認定第1号から第3号歳出を御覧ください。産業分科会会長より御報告願います。

○**今野産業建設分科会長** 御報告申し上げます。認定第1号のうち、産業建設分科会に付託されました所管分の審査における議論の内容及び結果を申し上げます。当分科会に付託された所管分の審査について、賛否を確認したところ、全会一致にて原案どおり認定すべきものと決しました。なお、指摘事項は次のとおりです。第5款農林水産業費、第1項農業費の日本一のれんこん産地推進事業について、飲食店や事業者等と幅広く連携をし、本市の宝であるれんこんについて、より一層の産地PRや販路及び消費拡大を図っていただきたいとの意見がございました。つぎに、認定第2号水道事業会計決算の認定について、賛否を確認したところ、全会一致にて原案どおり認定すべきものと決しました。つづきまして、認定第3号令和6年度土浦市下水道事業会計決算の認定について、賛否を確認したところ、全会一致にて原案どおり認定すべきものと決しました。以上で報告を終わります。

○**下村委員長** ありがとうございました。それでは、各分科会長報告への御質問はございませんか。

（「なし」という声あり）

○**下村委員長** ないようですので、ここで採決いたします。認定第1号令和6年度土浦市歳入歳出決算の認定については、原案どおり決することに御異議ございませんか。

（「異議あり」という声あり）

○**下村委員長** それでは、異議ありの声がありましたので、認定第1号については、挙手による採決といたします。賛成の方は挙手を願います。

（奥谷副委員長、吉田（千）委員、篠塚委員、小坂委員、鈴木委員、平石委員、今野委員、島岡委員、勝田委員、目黒委員、矢口委員、平岡委員、根本委員、田中委員、滝田委員、吉田（直）委員、菅井委員、柳澤委員）

○**下村委員長** ありがとうございます。反対の方は挙手を願います。

（古沢委員、福田委員挙手）

○**下村委員長** 反対が2名ですね。それでは、反対の理由をまず古沢委員から述べていただければと。

○**古沢委員** これは、産業建設委員会所管のスマートインターチェンジ、お金が2,000万から3,000万出てるんだよね。必要ないお金ということで、反対します。

○**福田委員** 古沢委員と同じです。よろしくお願いします。

○**下村委員長** 分かりました。ありがとうございました。それでは、認定第1号については、賛成が18名、反対が2名で、賛成多数により原案どおり決しました。ここで委

員長報告に盛り込むべき事項がありましたら、御意見ををお願いします。

(「なし」という声あり)

○**下村委員長** ないようですので、この程度といたします。つぎに、認定第2号について採決いたします。認定第2号は原案どおり決定することに御異議ございますか。

(「異議なし」という声あり)

○**下村委員長** 御異議なしと認めます。よって認定第2号は原案どおり決しました。ここで委員長報告に盛り込むべき事項がありましたら、御意見ををお願いします。

(「なし」という声あり)

○**下村委員長** ないようですので、この程度といたします。つぎに、認定第3号について採決いたします。認定第3号は原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○**下村委員長** 御異議なしと認めます。よって、認定第3号は原案どおり決しました。ここで委員長報告に盛り込むべき事項がありましたら、御意見ををお願いします。

○**篠塚委員** 下水道の崩落事故等が全国で起こっていて、今回も危険箇所が何箇所か出ておりますので、引き続き適正な管理を求めるということを付け加えていただければと思います。

○**下村委員長** ただ今の篠塚委員の意見を盛り込むことについて、お諮りいたします。まず、下水道の崩落事故等が大変あるということで、適正な管理をお願いしたいというような意見を盛り込むということに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

○**下村委員長** 全員賛成でございます。それでは、盛り込ませていただきます。ほかにはないでしょうか。

(「なし」という声あり)

○**下村委員長** ないようですので、ここで委員長報告をまとめてまいりますので、暫時休憩といたします。午後1時55分再開といたしますので、よろしくお願い申し上げます。

(休憩：午後1時35分)

(再開：午後1時55分)

○**下村委員長** それでは、予算決算委員会全体会を再開いたします。まず、議案第75号の委員長報告書の取りまとめを行います。サイドブックス、予算決算委員長報告書(議案第75号)をお開きください。では、朗読をいたします。御報告申し上げます。本定例会において、当予算決算委員会に付託されました議案第75号令和7年度土浦市一般会計補正予算(第2回)について、執行部から詳細な意見を求め、慎重に審査いたしました。以下、その審査の経過と結果について御報告申し上げます。今回の補正は、歳入歳出それぞれ15億4,998万3,000円を追加し、総額を608億6,643万円とするものであり、当初予算に見込めない事業費等を補正計上するものであります。歳入の主な内容について、御説明申し上げます。第16款国庫支出金、第2項国庫補助金は、観光誘客を図るための食と自転車を組み合わせたツアーコンテンツ造成委託料に対

する補助金の増であります。第4項国庫交付金は、利用者負担の減免制度の拡充などにより利用者が増加している状況にある産後ケア事業に係る交付金の増であります。第17款県支出金、第2項県補助金は、令和8年度に市内での開設を予定している介護施設等の整備に対する補助金のほか、不妊治療において保険適用外の先進医療分に要した費用の助成に係る補助金による増であります。第20款繰入金は、後期高齢者医療特別会計及び介護保険特別会計の令和6年度決算剰余金に係る一般会計への繰入金の増であります。第21款繰越金は、令和6年度一般会計決算に伴う繰越金の増であります。第23款市債は、新治トレーニングセンター屋上防水塗装工事に係る体育施設整備事業費債などの増であります。つぎに、歳出の主な内容について、御説明申し上げます。第2款総務費は、茨城県被災者生活再建支援システムの更新に係る負担金、Jアラート受信機の更新に係る委託料及び中学校防災移動の修繕に係る需用費の増のほか、令和6年度一般会計決算剰余金を基金に積み立てるための財政調整基金積立金などの増、また国で進める中長期的に在住する外国人等に交付される在留カードとマイナンバーカードの一体化に対応するための端末の導入に係る備品購入費の増などであります。第3款民生費、第1項社会福祉費は、介護施設の新設や既存の介護施設におけるICT導入について、茨城県の補助金を活用し、事業者へ必要な経費の補助を行うための負担金補助及び交付金の増などであります。第2項児童福祉費は、産後ケア事業の短期入所型・通所型について、利用希望者の顕著な増加が見られ、委託料が不足する可能性が想定されることに伴う委託料の増などであります。第4款衛生費、第1項保健衛生費は、茨城県の補助金を活用し、妊娠を望み、不妊治療に取り組む夫婦の経済的負担の軽減を図るための負担金補助及び交付金、補助金の増であります。第6款商工費、第1項商工費、第2目商工業振興費のわくわく茨城生活実現事業は、移住支援金の交付を受けた方が3年未満で市外へ転出し、要件を満たさなくなったことから、国及び県に移住支援金を返還するための返還金の増であります。第4目観光費の観光情報発信事業は、食に関心の高いインバウンド観光客をターゲットとして、本市のブランド認知向上等を目的とした本市ならではの貴重な食体験をサイクリングで巡るモデルツアーコンテンツの造成及び情報発信プロモーションに係る委託料の増であります。第7款土木費の都市施設管理事業は、荒川沖駅自由通路改修工事の財源について、地方債を計上し、一般財源からの財源更正を行うものであります。第9款教育費、第5項保健体育費は、新治トレーニングセンターについて雨漏りによる浸食被害を防止するために、屋上の防水塗装工事を実施するための工事請負費の増であります。第2表債務負担行為補正の土浦市指定ごみ袋受注等委託料は、新年度の市指定ごみ袋の保管管理、受注、配送、手数料収納等を包括的に行う受注業務について、債務負担行為を設定するものであります。第3表地方債補正は、都市施設管理事業における荒川沖駅自由通路の改修工事等において、地方債を追加計上するものなどであります。以上のことから、採決の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。なお、第6款商工費、第1項商工費、第4目観光費においては、モデルツアーの実施の際に、ツアーの様子を動画撮影し、今後の本市の観光誘客に生かせるプロモーション動画を作成していただきたいとの意見があったことを申し添えます。

以上で報告を終わります。報告書の内容はこちらでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

○**下村委員長** 御異議なしと認めます。それでは、最終日に議場にて委員長報告をいたしますが、本会議での委員長報告に対する質疑はできません。質疑がある場合はこの場でお願いをいたします。御質疑はございませんか。

(「なし」という声あり)

○**下村委員長** それでは、この内容で報告いたします。つぎに、認定第1号から第3号の委員長報告書の取りまとめを行います。サイドブックス予算決算委員長報告書(認定第1号から第3号)をお開きください。では、朗読いたします。御報告申し上げます。本定例会において当予算決算委員会に付託されました認定第1号令和6年度土浦市歳入歳出決算の認定について、認定第2号令和6年度土浦市水道事業会計決算の認定について及び認定第3号令和6年度土浦市水道事業会計決算の認定について、御報告申し上げます。一般会計の歳入については全体会で審査を行い、一般会計の歳出、特別会計、水道事業会計及び下水道事業会計歳入歳出決算の認定については、分科会において詳細に内容を審査いたしました。審査に当たりましては、本件認定に係る予算が議会の議決の趣旨に則り、適正かつ効率的に執行され、市民の信託に十分応えるものとなっているかなどの諸点に留意し、その内容については、監査委員の決算審査意見を参考としながら、執行部から会計管理者、関係部課長等の出席を求め、決算書及び審査資料に基づき、詳細な予算執行状況の説明を受け、種々質疑応答を行うなど、その内容について慎重に審査を行いました。その結果、付託されました認定第1号については、スマートインターチェンジの建設に反対であるとの意見があり、採決の結果、賛成18名、反対2名で、賛成多数で認定すべきものと決しました。認定第2号及び認定第3号の認定については全会一致にて原案どおり認定すべきものと決しました。なお、委員会の審査を通じ、今後の市政運営上、留意すべき事項として出された意見は次のとおりです。まず、一般会計歳入についての指摘事項を申し上げます。収入未済額の縮減に向けた取組を推進すること。ふるさと土浦応援寄附金については、他自治体の先進事例を参考に効果的なPR戦略を立て、積極的な財源の確保に努めること。一般会計歳出についての指摘事項を申し上げます。(1)第3款民生費及び第4款衛生費、第1項保健衛生費については、不安定な社会情勢の中、適正な人員確保などにより、予算執行が90%を超えていることは非常に評価できる。引き続き、適正な業務遂行と予算執行率の維持向上に努めること。

(2)第4款衛生費、第1項保健衛生費、第3目市営霊園費の霊園管理事業については、使用者による管理がなされていない墓地が多いことから、合祀墓を建立するなど、時代に即した市営霊園の在り方について、調査研究を行うこと。(3)第5款農林水産費、第1項農業費の日本一のれんこん産地推進事業については、飲食店や事業者等と幅広く連携をし、本市の宝であるれんこんについて、より一層の産地PRや販路及び消費拡大を図ること。(4)第9款教育費については、市全体の予算編成を考慮し、前年度の決算などを反映させた上で、適切に予算を確保することにより、不用額の減少に努めること。

(5)国民健康保険特別会計、第4款保健事業費、第1項特定健診等事業費については、

生活習慣病の予防・改善のために特定健康診査の受診率及び特定保健指導の利用率の向上に努めること。(6) 財産に関する調書における基金については、数年後には枯渇する基金もあり、さらに厳しい財政状況が見込まれることから、限られた財源で効果を上げるよう、効率的な予算の執行に努めること。認定第1号については以上となります。認定第2号については指摘事項はございませんでした。認定第3号については、全国的に下水道由来の道路陥没事故が相次いで発生していることから、引き続き、適正な管理に努められたいとの意見がございました。ただ今、本認定案件に係る審査の結果と指摘事項について御報告申し上げます。さて、依然として物価高や人件費高騰など、厳しい経済状況が続く中、本市においても持続可能な財政運営の確保と、限られた財源の効果的、効率的な活用が強く求められております。執行部におかれましては、引き続き、行財政改革の推進に加え、歳入確保策の強化や施策の優先順位の明確化に努め、市民生活の安定と地域経済の活性化に資する取組を着実に進められるよう要望し、予算決算委員会の報告といたします。以上となります。報告書の内容はこちらでよろしいでしょうか。先ほどの補正予算同様、本会議での委員長報告に対する質疑はできません。質疑がある場合は、この場でお願いします。御質疑はございますか。

(「なし」という声あり)

○**下村委員長** それでは、この内容で報告をいたします。なお、字句その他の整理を要するものものにつきましては、その整理を予算決算委員長に委任されたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○**下村委員長** ありがとうございます。以上で予算決算委員会を閉会いたします。長時間にわたりありがとうございました。